

障害者差別解消法
札幌市立学校職員における対応要領

札幌市教育委員会

平成28年3月

目 次

はじめに	1
第1章 学校等における基本姿勢	3
1 対応要領の位置づけ	3
2 対象範囲	4
(1) 学校等	
(2) 対象となる子ども	
(3) 職員	
3 [合理的配慮] と [不当な差別的取扱い] について	4
(1) [合理的配慮] とは	
(2) [過重な負担] とは	
(3) [不当な差別的取扱い] とは	
4 [合理的配慮] と [事前的改善措置] について	6
(1) [合理的配慮] の例 中学生Aさんの場合	
(2) [事前的改善措置] とは	
第2章 障がいを理由とする差別の解消に向けて	8
1 [合理的配慮] の手続き	8
(1) 相談	
(2) 子どもの障がいの有無と [社会的障壁] の確認	
(3) 話し合いによる検討、実施	
(4) 必要に応じ変更・調整	
(5) [合理的配慮] の検討の手続きの流れ	
ア 一般的な流れ イメージ	
イ 小学生Bさんの場合	
2 [不当な差別的取扱い] の対応ポイント	12
第3章 小学校・中学校等の義務教育段階における学びの場ごとの [合理的配慮] の相違	13
1 学びの場ごとの [合理的配慮] と [事前的改善措置]	13
2 インクルーシブ教育システムの構築と [合理的配慮]	14
(資料) 1 対応要領 保護者等の対応に関するQ&A	16
2 発達障がい・知的障がいに関する [合理的配慮] 観点整理表 -教育内容・方法の変更・調整- (試案)	19
(別添) 1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	

はじめに

近年、障がいのある人々の権利擁護に向けた国際的な取組が進展し、平成 18 年、国際連合において障害者の人権及び基本的自由の共有を確保すること並びに、障害者の固有の尊厳を促進するための包括的かつ総合的な国際条約「障害者の権利に関する条約（以下、「**障害者権利条約**」という。）」が採択されました。

我が国においては、平成 19 年にこの条約に署名して以来、国内法整備が進められてきました。障害者基本法（平成 23 年改正）に「差別の禁止」が基本原則として定められ、それを具体化するために平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「**障害者差別解消法**」という。）」が制定されました（平成 28 年 4 月施行）。平成 26 年 1 月、これらの整備を受けて我が国は「障害者権利条約」を批准し、締約国になりました。

障害者差別解消法の施行に当たり、各地方公共団体は政府において閣議決定された「基本方針」（平成 27 年 2 月）^{注1} に即し、その事務及び事業を行うに当たり、障がいを理由とする差別の解消を推進するための対応要領を策定するよう努めることが求められています。そのため、札幌市教育委員会は、学校職員の教育活動において適切な判断に資するように、理念・手続きを定めることにしました。

札幌市では、札幌市教育振興基本計画（平成 26 年～平成 35 年度）で、「一人一人の多様なニーズに応じた教育の充実」を基本施策の一つとして掲げ、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を展開しております。

子どもたちの人格形成の場である学校等において、障がいのある子どもとない子どもが共に学び育つことは、双方に生きる力を育み、札幌市の教育が目指す「自立した札幌人」（さまざまな背景をもつ他者との共生を「自立」の意味に含む）の実現にも貢献するものです。

この対応要領は、障がいを理由とする差別の解消に向けて、障がいのある子ども及び保護者に寄り添いながら、学校等の関係者全体で、適切な対応がなされることを期待して作成いたしました。

「障がい」の表記について

札幌市では障害の「がい」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者差別解消法」といった法律で定められた用語については、その言葉そのものが固有名詞であるので、漢字をそのまま使っています。

注1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 閣議決定 平成 27 年 2 月 24 日

第1章 学校等における基本姿勢

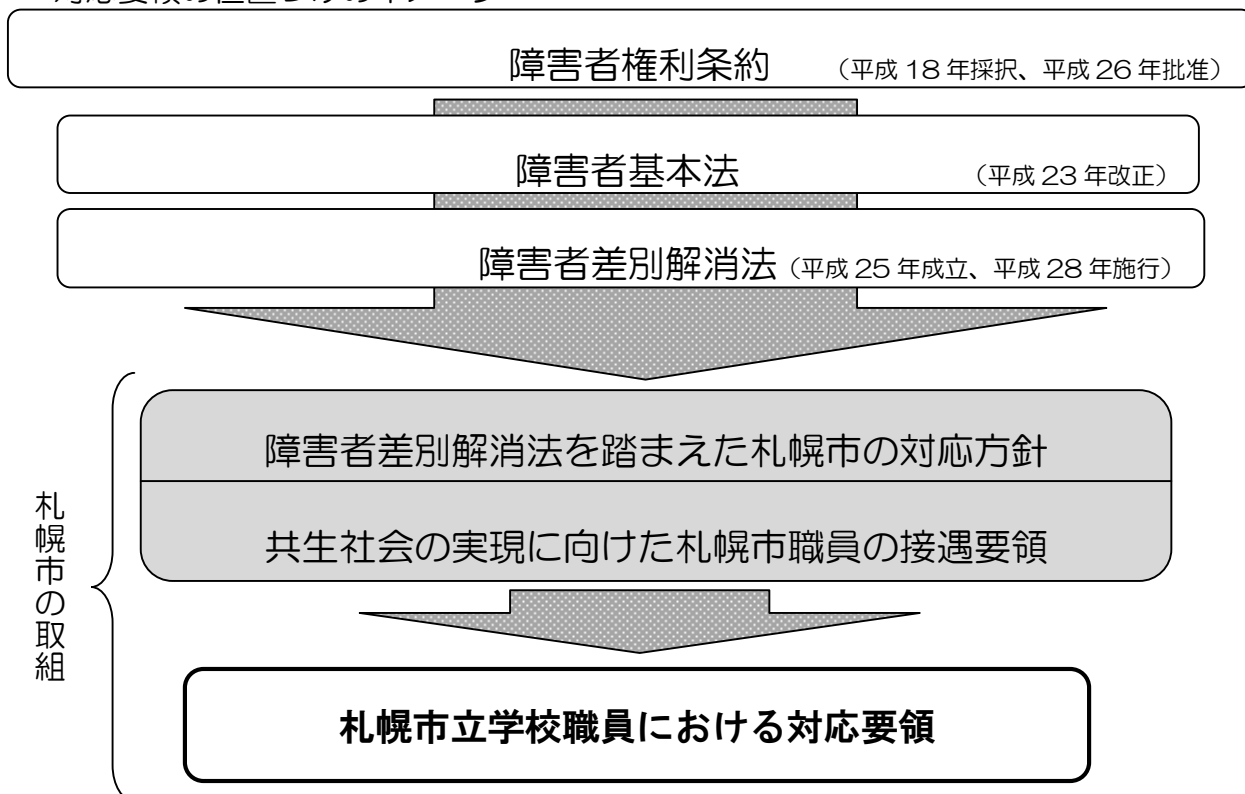
1 対応要領の位置づけ

札幌市では障害者差別解消法の施行に向けて、札幌市全職員に対して「**障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～**」と「**共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領**」とを定めました。

学校等の教育機関では、幼児から高校生までの一定の年齢層に対して、継続的に適切な教育を行う必要があることから、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた対応について、学校等を運営する管理職はもとより、日々の学習活動等で中心的に子どもに関わる学校等の職員の理解が一層必要になります。そこで、札幌市立学校職員における対応要領(以下、「対応要領」という。)として、学校等における[合理的配慮]及び[不当な差別的取扱い]の考え方や想定例を示すことにしました。

各学校等が対応要領を活用することによって、障がいの有無で分け隔てすることなく対応することが可能となり、**相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現**に資することを目指しています。

対応要領の位置づけのイメージ



2 対象範囲

(1) 学校等

札幌市立の幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（以下、「学校等」という。）

(2) 対象となる子ども

身体障がい、知的障がい、発達障がいを含む精神障がい、その他の心身機能の障がいのある幼児児童生徒（以下、「障がいのある子ども」という。）が、障害者差別解消法の仕組みに基づき、その障がいに起因して生じた【**社会的障壁**】*を学校等に対して取り除くように改善を求める者

*【社会的障壁】は、子どもの障がいにより、学校等における教育活動全般に十分参加できないこと、つまり権利利益が侵害されていることを言います。

(3) 職員

札幌市立の学校等において、子どもの教育活動全般に携わる全ての職員

3 【合理的配慮】と【不当な差別的取扱い】について

(1) 【合理的配慮】とは

障がいのある子ども及び保護者から、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備についての相談があった場合に、

- 障がいのある子どもの性別
- 年齢
- 障がいの状態

に応じ、学校等に過重な負担のない範囲で、【参加】の機会を確保するための変更・調整を行うことです。

(2) 【過重な負担】とは

障がいのある子ども及び保護者が求めるものを【過重な負担】が生じると判断した場合には、障がいのある子ども及び保護者の意向を十分に尊重しつつ、**過重にならない範囲内での代替案を提案**し、理解を得られるように努めます。障がいのある子ども及び保護者が希望した支援の内容を提供できない場合は、その理由も説明します。

【過重な負担】については、以下の要素を検討して判断します。

- 教育内容・方法に対する影響や負担
- 教職員等の人的・体制上の影響や負担
- 費用の程度 等

(3) **【不当な差別的取扱い】**とは

障がいのある子どもに対して、正当な理由なく、障がいを理由として、

- **教育機会の提供を拒否する**
- 支援及び〔合理的配慮〕を行うに当たって**場所・時間等を制限する**
- 障がいがない子どもに対して付さない**条件を付けること**
等の権利利益を侵害することを言います。

学校等における〔不当な差別的取扱い〕は、例えば、次のものが考えられます。

- 障がいのある子どもに対して、〔合理的配慮〕を検討せずに、入園・入学を拒否する。

この他の〔不当な差別的取扱い〕の例や対応のポイントは、第2章の12頁を参照ください。

「基本方針」においては…

正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと**客観的な事実によって裏付けられるものは「正当な理由」に該当し**、〔不当な差別的取扱い〕に当たらないとしています。注2



保護者等の相談対応で留意すべきこと

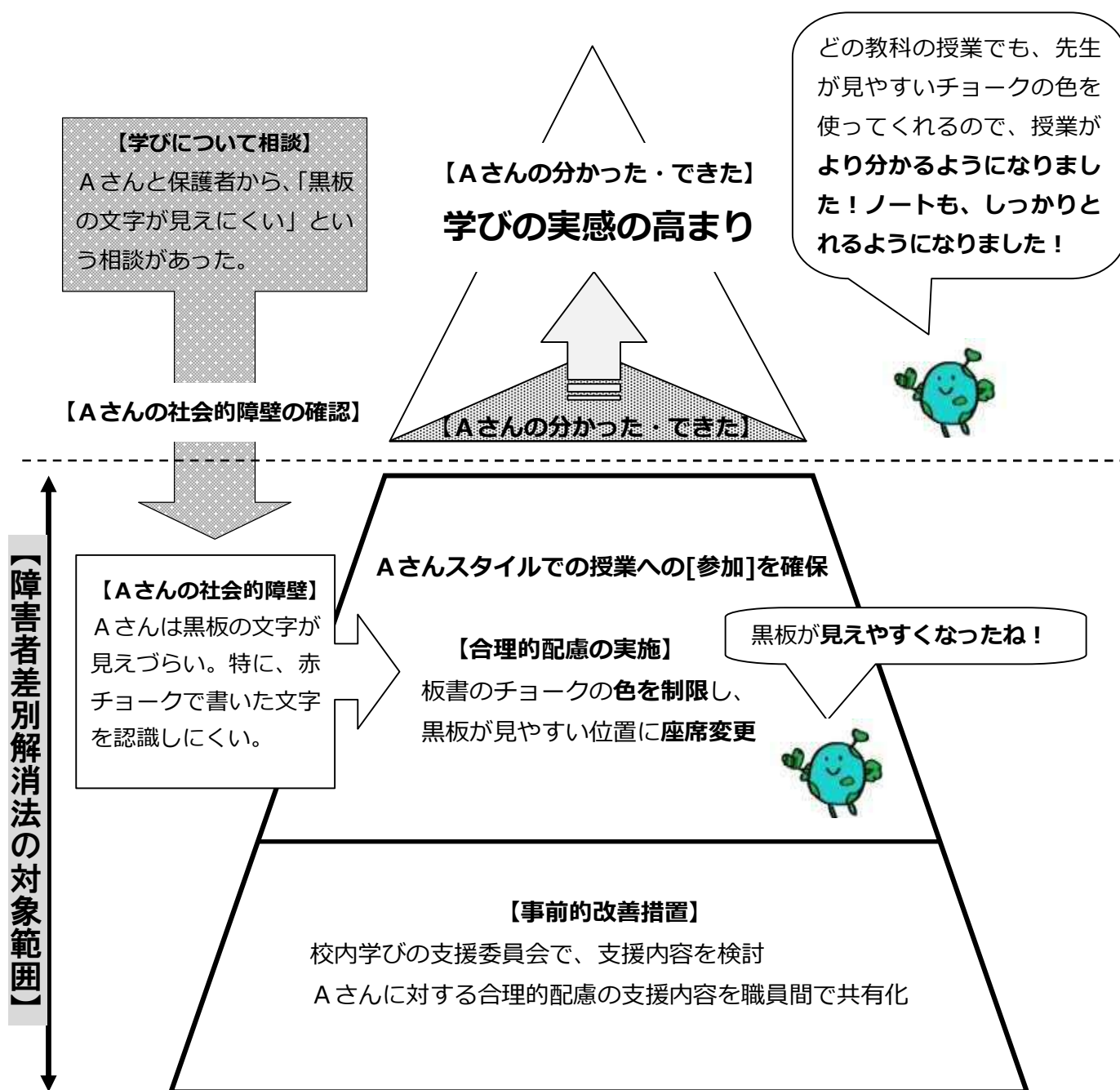
障がいのある子ども及び保護者から相談があった場合に、即座に「できません」と回答したり、否定的な態度で相談に臨んだりすることは〔不当な差別的取扱い〕に当たることに留意しなければなりません。常に、障がいのある子どもを中心に、どのような願いがあり、解決するにはどのような課題があるのかを一緒に考える姿勢が大切です。

注2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 閣議決定 平成27年2月24日

4 【合理的配慮】と【事前的改善措置】について

(1) 【合理的配慮】の例

【中学生Aさん（視覚障がい（弱視）があり、単眼鏡とルーペを使用）の場合】



(2) 【事前的改善措置】とは

【事前的改善措置】は、【合理的配慮】を提供する上でその土台となる**学びの環境**を

整備することです。

例えば、弱視のAさんに見えにくい色のチョークを使わずに板書をするという〔合理的配慮〕を行う場合に、他の教職員も同じ対応をすることができるように全ての教職員で情報共有することや、校内学びの支援委員会が中心になって支援の内容を検討することは〔事前的改善措置〕に当たります。

〔事前的改善措置〕は、学校等が整備するものだけでなく、学びのサポーター活用事業等のように教育委員会が整備するものも含まれます。

〔事前的改善措置〕は、日常的な取組に加えて、災害等の非常時の対応も検討しておくことが必要です。各学校等で策定されている防災計画に、障がいのある子どもに対する具体的対応を明確に示し、どのような体制で臨むのかを教職員で共通理解しておくことも大切です。避難訓練の際にこれらの対応を検証した上で、修正することも必要です。



【合理的配慮】と【分かった・できた】学びの実感の高まり との関係は

障害者差別解消法における〔合理的配慮〕は、障がいに起因して生じた〔社会的障壁〕を除去することで、教育活動全般への〔参加〕の機会を確保することです。

言い換えれば、障がいのある子どもが、障がいにより差別されることなく、教育を受けるスタートラインに立つことができるようにすることです。

ただし学校等においては、〔参加〕の機会を確保するだけでなく、**どの子に対しても、【分かった・できた】という学びの実感**が高められるよう教育活動が展開されなければなりません。

障がいのある子どもに対しては、これまで、特別支援教育の視点から、様々な支援が行われてきました。学校等が〔合理的配慮〕を提供することで、障がいのある子ども及び保護者、学校等の関係者が一緒により良い支援の在り方を検討することになるので、これまで以上に障がいのある子ども**【分かった・できた】**学びの実感が高まることを期待しています。

第2章 障がい理由とする差別の解消に向けて

1 [合理的配慮] の手続き

(1) 相談

障がいのある子ども及び保護者が[合理的配慮]について相談することから、手続きは始まります。この時の相談では、[合理的配慮]の内容を具体的に明らかにしないままで、教育相談として始まることが多いでしょう。

場面としては、学校等における教育活動全般、具体的には入園・入学、進級、卒業、授業、校外学習、入学試験等が考えられます。これらの場面における①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備の変更・調整について、話し合いをします。

(2) 子どもの障がいの有無と[社会的障壁]の確認

教職員が相談を受けた後、子ども及び担任等に聞き取りを行い、速やかに学校等内で情報を整理します。

ア 授業や行事等の参加で、どのような[社会的障壁]が生じているのか

- 生じている[社会的障壁]
- 現在、取り組まれている支援があればその内容

イ アは、その子どもの障がいに起因しているか

ウ 障がいのある子ども及び保護者が望んでいる支援の内容

エ ウを提供するにあたって課題になること

なお、対象とする子どもの障がいの確認が必要な場合は、①障害者手帳、②診断書、③その他障がいがあることを説明できる公文書等によって行います。

また、[社会的障壁]が生じていないと学校等が判断した場合には、その理由とともにそれに対する対応を説明し、保護者等の理解を得られるように努めます。

(3) 話し合いによる検討、実施

[合理的配慮]として提供する支援の内容は、原則的には保護者と話し合いますが、学校等で障がいのある子どもの意思決定の支援をしつつ意向や思いを聞き取った上で、検討を進めることは重要です。学校等では、子ども本人からよりも保護者からの相談が多いので、学校等での子どもの参加の状況を見ていただくなど、保護者と教職員との共通認識を形成するための工夫も必要になります。

学校等内において校内学びの支援委員会等が中心となって教職員間での話し合いを進め、**組織的に支援を提供**できるようにします。

障がいのある子ども及び保護者が希望した支援の内容を提供できない場合はその理

由を説明し、代替案を提案しながら話し合い、[合理的配慮]として提供する内容を確定します。実施にあたっては、障がいのある子どもに対して[合理的配慮]の内容を予め説明します。同じ教室で学ぶ子ども等にも説明が必要かどうか、判断します。

[合理的配慮]の内容によっては準備に一定の時間を要するものもあるため、その場合は提供の見通しを子どもや保護者に説明します。

個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成されている場合には、[合理的配慮]の内容を記載するようにし、引き継ぎや関係機関との連携など長期的な視点から支援に役立てることも大切です。

(4) 必要に応じ変更・調整

[合理的配慮]は、その子どもの障がいの状態や学ぶ教育環境の変化に応じて、その支援の内容を変更したり、調整する必要があります。このような場合においても、保護者等と話し合い、合意が得られたものを[合理的配慮]として提供します。



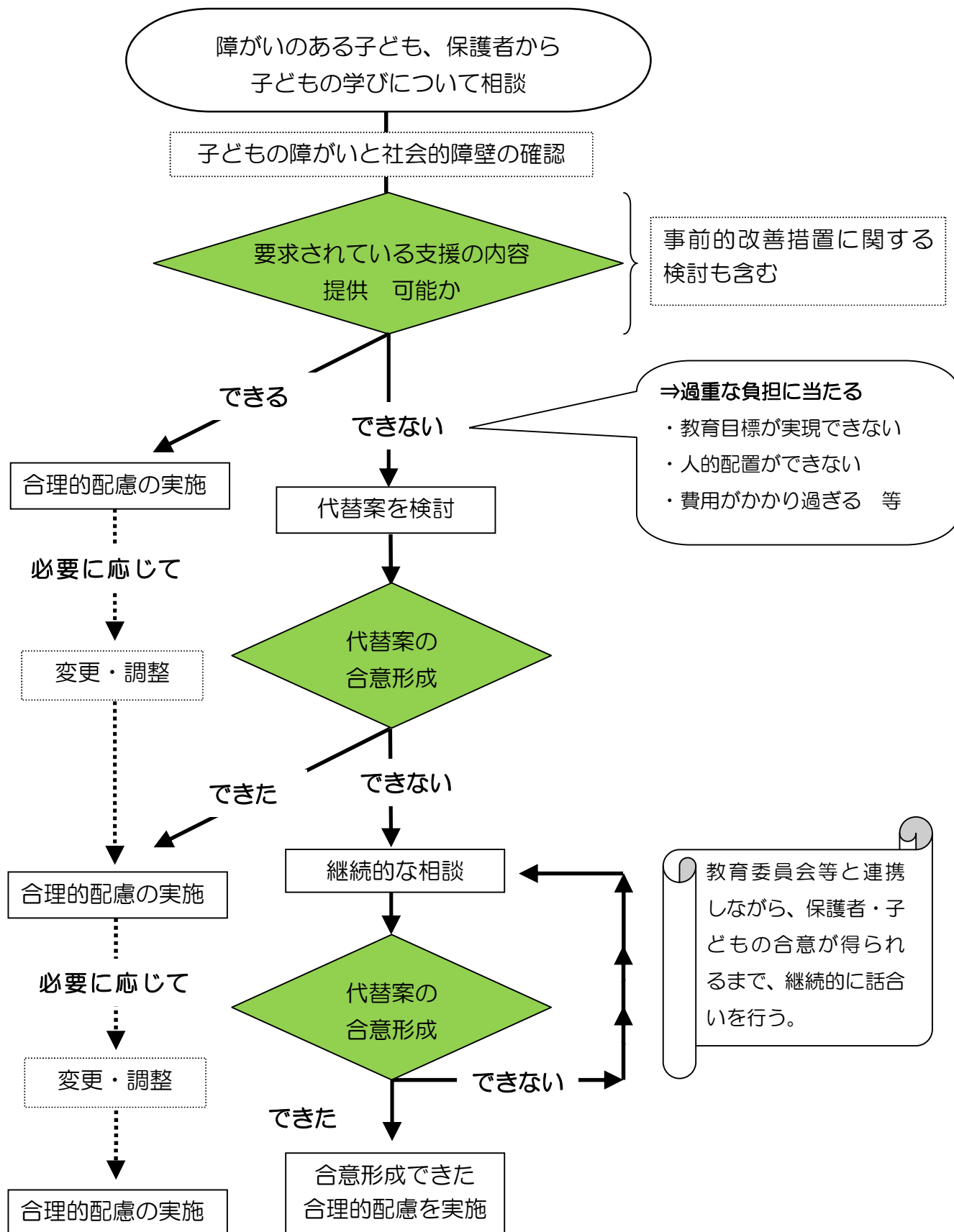
学校等で、差別解消に当たり留意すべきこと

「障害者差別解消法」は、障がいのある人の日常生活及び社会生活全般に係る分野を対象としています。学校等の教育機関では、幼児から高校生までの一定の年齢層に対して、継続的に適切な教育を行う必要があることから、[合理的配慮]は、学びの場・育ちの場の特徴を踏まえて検討されなければなりません。学校等においては、**障がいのある子どもの権利が保障されることと同様に、障がいのない子どもの権利も保障されなければなりません。**

「障害者差別解消法」は、障がいのある子ども及び保護者からの相談を起点としますが、相談がない場合であっても、[社会的障壁]を解消すべきことが明らかな場合は、保護者等との建設的な対話を通じて意向を確認しながら、支援するよう取り組んでいきます。ただし、この場合は[合理的配慮]ではなく、教育的な支援の提供になります。保護者との話合いで[合理的配慮]としての提供を希望していることが確認できた場合には、[合理的配慮]の手続きに沿って提供します。

(5) 「合理的配慮」の検討の手続きの流れ

ア 一般的な流れ イメージ



イ 小学生Bさんの場合 注3

1 障がいのある子ども及び保護者からの相談

Bさん及び保護者から、「入学する学校にエレベーターを付けてほしい」という相談があった。



2 子どもの障がいの有無と〔社会的障壁〕の確認

Bさんは車いすを使って移動する。特別教室に移動する時には、階段を登ったり、降りたりしなければならず、その移動が難しい。



3 要求されている支援は、提供可能か

Bさんが入学する4月に合わせて、エレベーターを設置するのは難しい。階段昇降機を使うことで、どうだろうか。



4 代替案についての合意形成

移動が必要な時に**介助アシスタントを配置**し、昇降機を使って移動できるようにする。授業に遅れないように、休み時間に移動できるように**教科の配置を工夫**する。



5 合理的配慮の実施

Bさんの入学後、教室移動が必要な時には介助アシスタントが同行し、昇降機を使って階段を登り降りする。

この他のBさんの〔合理的配慮〕 例

- Bさんが利用できる机を用意
- Bさんが移動でき、黒板が見える座席
- トイレや水飲み場の利用方法を工夫
- 体育などそのままの教育内容では参加が難しいものは、**参加の仕方を工夫したり、代替的なものを用意**



6 合理的配慮の変更・調整

Bさんが2年生になる時まで、**教室の階のトイレと水飲み場の利用方法を工夫**する。



注3 対応要領では、視覚障がい、肢体不自由を例にして〔合理的配慮〕を説明しています。発達障がい、知的障がいのある子どもの〔合理的配慮〕の教育内容・方法の変更・調整については、資料2（18頁）を用意しましたので参考にしてください。なお、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で取り組まれている実践事例は、<http://inclusive.nise.go.jp/>をご参照ください。

2 [不当な差別的取扱い] の対応ポイント

障がいのある子どもに対して、正当な理由なく、障がいを理由として権利利益を侵害することは禁止されています。正当な理由があると判断した場合には、その理由を具体的に子ども及び保護者に説明し、理解を得られるように努めます。

[不当な差別的取扱い] の例

- 障がいのある子どもに対して [合理的配慮] について検討もせずに入園・入学を拒否する。

【対応の Point】

- ・ 障がいのある子どもの入園・入学に際して、どのような [合理的配慮] を求めているのか、子ども及び保護者の希望を聞きましょう。
- ・ [合理的配慮] の手続きの流れ(8頁)に沿って、建設的に話し合いをしましょう。入園・入学した後に起こりうることを丁寧に説明し、障がいのある子どもの支援に関わる関係機関と連携しつつ [合理的配慮] について合意形成を図りましょう。

- 障がいのある子どもに対して、障がいを理由に学校行事への参加を拒否する。

【対応の Point】

- ・ 障がいのある子どもが学校行事に参加できるような方策を検討し、子ども及び保護者に提案しましょう。
- ・ 参加に著しく困難が認められる場合など、理由に正当性がある場合は、なぜ参加できないのかを、子ども及び保護者に説明しましょう。

- 保護者の付添いを障がいのある子どもの授業や学校行事への参加の条件にし、保護者が付添えない場合に、子どもの参加を拒否する。

【対応の Point】

- ・ 保護者の付添いがないことで、授業や学校行事等に参加できないというように、参加の必要要件として説明してはいけません。
- ・ 授業等への参加の仕方や人的対応など、障がいのある子どもの参加の機会を確保するための方策 ([合理的配慮] を含めて) を子どもや保護者と話し合いましょう。

第3章 小学校・中学校等の義務教育段階における学びの場ごとの〔合理的配慮〕の相違

1 学びの場ごとの〔合理的配慮〕と〔事前的改善措置〕

〔合理的配慮〕は、それがないと障がいのある子どもの〔参加〕の機会が確保されず、子どもの権利利益を侵害し、差別になるものです。

〔事前的改善措置〕は、先に述べたように〔合理的配慮〕等を的確に行うための環境を整備するものです。

文部科学省「特別支援教育の実施に係る条件整備等について」では、次のように説明しています。

学級編制の標準

小・中学校	特別支援学校
・ 通常の学級：40人 （小学校1年生 35人） ・ 特別支援学級：8人 （特別の事情がある場合を除き、 障害の種類ごとに編制。）	・ 単一障害の児童生徒で編制する学級：6人 ・ 重複障害の児童生徒で編制する学級：3人 （特別の事情がある場合を除き、障害の種類ごと に編制。）

上記学級編制の標準に基づく学級数（特別支援学級も通常の学級と同じ扱いとなっている）に応じて教職員定数の標準を算定する。

また、特別支援学校については、次のような加算を行う。

- ① 教育相談担当教員：学校規模に応じて1～3人
- ② 自立活動担当教員：障害種に応じて最低4人、学級規模を応じてさらに1～3人を加算
- ③ 寄宿舎指導員：寄宿舎を置く場合、最低12人

【参考】教員一人当たりの児童生徒数（平成23年度）

小・中学校	16.4人
特別支援学校	1.7人 注4

札幌市においては、この他に、小学校、中学校、高等学校における学びのサポーター等の配置及び活動があります。幼稚園等においては、障がいのある子どもの人数に対して幼稚園教諭等が加配されています。

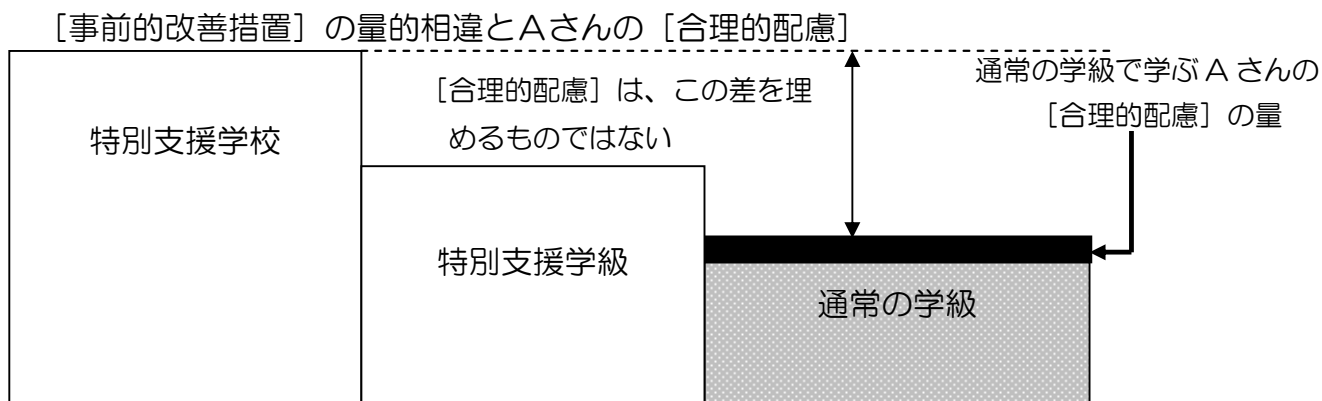
特別支援教育においてこれまで整備されてきた条件整備の程度が異なるため、〔合理的配慮〕の内容及びその量を検討する時に、それが影響すると考えられます。したがって、〔事前的改善措置〕として活用できる既存の社会資源（知識、人的ネットワークを含む）を確認した上で、〔合理的配慮〕を検討することが大切です。

注4 内閣府障害者政策委員会第1小委員会 資料1より抜粋（平成24年10月15日（月）開催）

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/s_3/1/pdf/s1-3.pdf

なお、札幌市立特別支援学校においては、寄宿舎指導員の設置を行っていません。

〔合理的配慮〕は、権利利益の侵害を解消しなければならないのであって、特別支援学校、特別支援学級と通常の学級における〔事前の改善措置〕の量的相違を埋めるために提供されるものではありません。この点を踏まえて、〔合理的配慮〕を検討すべきです。



2 インクルーシブ教育システムの構築と〔合理的配慮〕

平成24年中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告をとりまとめ、次のように説明しています。

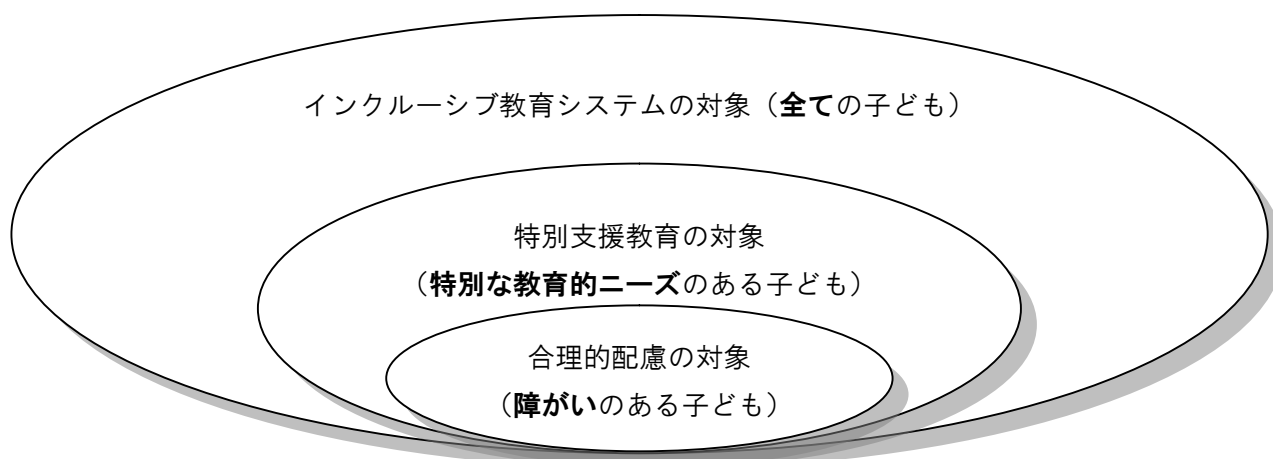
共生社会の形成に向け、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念は重要で、その構築のためには、特別支援教育を着実に推進しなければなりません。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点の教育的ニーズに最も的確に応える教育を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

小中学校においては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要になります。注5

注5 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月23日

特別支援教育と〔合理的配慮〕に関する概念整理



	特別支援教育	合理的配慮
対象	○教育的ニーズのある子ども (保護者、障がいのある子どもからの 申出は不要)	○障がいに起因して生じた〔社会的障壁〕があり、改善を求める子ども (申出は必要 教職員等による誘発行為は取り込まれるべきこと)
取扱い	○個別の教育支援計画、指導計画に基づく支援 等	○合理的配慮 (〔参加〕のための変更・調整) の提供を義務化
学びの場	○個々の教育的ニーズに応じて、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学び場を用意。	○学校種、学級籍は問わない。

これまで、障がいのある子どもに対しては、就学相談において、個々の教育的ニーズと、学びの場による特徴、つまり教育課程の違いから、必要により特別支援学校等を勧めてきました。

しかし、平成 25 年 9 月 1 日に学校教育法施行令が改正され、就学基準に該当する障がいのある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等、専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みになりました。

したがって、現在はさまざまな教育的ニーズのある子どもたちが、小学校、中学校等の学校において学んでいます。そこで、障がいのある子どもの学校教育における〔参加〕の機会を確保するためには、教育内容・方法等の変更・調整をする、つまり〔合理的配慮〕の提供に、今後、より意識的に取り組まなければならないと思います。

以上

対応要領 保護者等の対応に関するQ & A



Q 1. クラスの子どもに障がいがあることを知られずに、[合理的配慮]の提供を求められました。

A 1. [合理的配慮]の提供にあたって同じクラスの子どもに障がい及びそのための支援の内容を説明するかどうかは、障がいのある子ども及び保護者の意思を尊重しつつ決定します。

障害者差別解消法は障害の有無に関わらず共に生きる社会の構築を目指しているのですから、障がいがあることを知られたくないという気持ちの背景を踏まえつつ、障がいを肯定的に捉えられるように支援する必要があるでしょう。

場合によっては、子ども自身が自分の障がいについて認知していない事もあります。そのような時には、[合理的配慮]の提供や必要な教育的な支援をどのように行っていくかを保護者と共に検討していくことが大切です。



Q 2. 障がいのある子ども及び保護者との話し合いをしていますが、合意形成できません。

A 2. 障がいのある子ども及び保護者が求めている支援の内容を提供するには、どのような困難があるのかを整理し、教育委員会や障がいのある子どもに関わる関係機関と連携しながら学校等で提供できるものを提案して、根気強く話し合いをしましょう。

学校等では、子ども本人からよりも保護者からの相談が多いので、学校等での子どもの参加の状況を見ていただくなど、保護者と教職員との共通認識を形成するための工夫も必要になります。合意形成に時間がかかる場合であっても、そのことによって障がいのある子どもに不利益が生じないように留意することが大切です。





Q 3. 障がいのある子ども及び保護者から、「他の学校でできるのに、この学校でできないのはおかしい」と言われました。

A 3. [合理的配慮] は、具体的場面や状況に応じて異なるもので、個別性が高いものです。したがって、一様に同じ対応ができるわけではないことを説明した上で、障がいのある子どもへの支援の内容を説明しましょう。



Q 4. [合理的配慮] を提供するには、費用が足りません。

A 4. [合理的配慮] を提供するために費用が必要になることもありますが、その可否については学校等や教育委員会の予算を含めた総合的な判断が求められます。費用に限りがある中においても、可能な取組について検討していくことが大切です。



Q 5. 特別支援学級や特別支援学校における [合理的配慮] については、どのように考えたらいいでしょうか。

A 5. 特別支援学級や特別支援学校においても、[合理的配慮] は提供される必要があります。[合理的配慮] の支援の内容を検討するための観点は、学ぶ場所によって変わるものではありません。

しかし、例えば特別支援学級や特別支援学校における教職員定数や特別な教育課程の編成等は、個別に必要な「合理的配慮」ではなく「事前的改善措置」になります。したがって、特別支援学級や特別支援学校における [合理的配慮] は、通常の学級よりも多くないかもしれません。





Q 6. 学びのサポーター等、ボランティアとして障がいのある子どもの教育に関わる方々にも、[合理的配慮]の提供が義務付けられますか。

A 6. 学びのサポーター等のボランティアとして教育に関わる方々は、[合理的配慮]の提供については義務付けされず、可能な範囲でご協力をいただくこととなります。ボランティアの方々が、もしも適切に提供ができない場合には、教職員が助言を行う等、協力して取り組むことも必要となります。[合理的配慮]に対する対応は、学校等全体で取り組む姿勢が重要です。



Q 7. [合理的配慮]の提供などについて、教育委員会に相談する際の窓口はどこになりますか？

A 7. 基本的にはこれまで同様に、それぞれの相談内容に関わる部署へのご相談となりますが、内容が多く部署にまたがる場合や、相談先が不明な場合には、教育推進課学びの支援係（211-3851）に、ご相談ください。



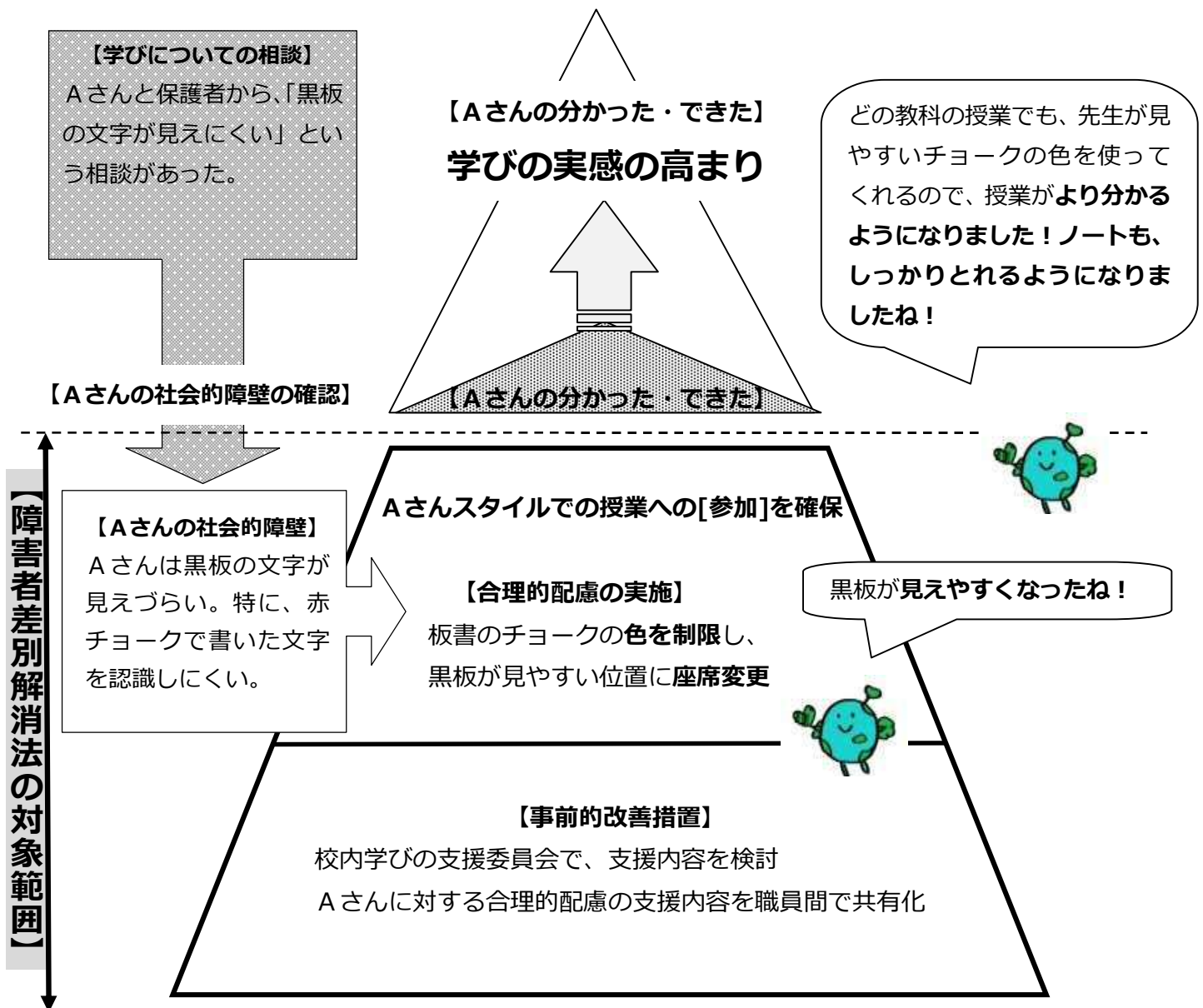
発達障がい・知的障がいに関する〔合理的配慮〕観点整理表 -教育内容・方法の変更・調整- (試案)

障がいによって教育活動全般に十分に参加ができない場合に、			
主な障がい	学校等において 〔社会的障壁〕の要因になりうるもの	教育内容・方法 変更・調整の観点	〔合理的配慮〕の 支援内容(例) 注6
発達障がい	適切な対人関係形成の困難さ、言語発達の遅れや異なった意味理解、手順や方法等のこだわり	理解の程度に応じて、学習内容を変更・調整する	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容を焦点化する ・学習内容を軽重をつけて配分する ・基礎的・基本的な学習内容を重点的に配分する ・学習内容を分割して適切な量に調整する
	「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」等のどれか一つ、又は複数が困難	指導方法、教材等の変更・調整する	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい、具体的な用語で指示する ・文字の拡大や読み仮名を付加する ・音声やコンピューターによる読み上げを活用する
	衝動性や多動等により、注意を集中継続することが困難	できないこと、取り組めないことで評価するのではなく、取り組んだこと、分かったこと・できたことで評価するなど評価の方法を工夫する(代替項目で評価を行うことも含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・動作化や視覚化による工夫をする ・文書を読みやすくするために体裁を整える ・文の長さを調整して提示する ・集中して取り組めるように環境を整える
知的障がい	知的発達の遅れ		<ul style="list-style-type: none"> ・評価の方法等の工夫をする

札幌市立学校職員における対応要領

○ 合理的配慮の例

中学生Aさん（視覚障がい（弱視）があり、単眼鏡とルーペを使用）の場合



4 「不当な差別的取扱い」

障がいのある子どもに対して、正当な理由なく、障がいを理由として

- 教育機会の提供を拒否する
- 教育的な支援及び合理的配慮等の提供にあたって場所・時間等を制限する
- 障がいがない子どもに対して付さない条件を付けること 等
権利利益を侵害することを禁止

なお、正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと客観的な事実によって裏付けられるものは、不当な差別的取扱いに当たらない。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法

人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。
 - 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

（事業者のための対応指針）

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（事業主による措置に関する特例）

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

（相談及び紛争の防止等のための体制の整備）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

（啓発活動）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるとき

は、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

- 第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
 - 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
 - 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

- 第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

（施行期日）

- 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

- 第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定

められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。